



## 「成年後見制度」をご存じですか？



頼れる身寄りもないし、自分の将来のことが心配



親の預金引き出しで、銀行から後見人が必要と言われたけど「後見人」って？

### ○どんな制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なため、自分の権利や財産を守ることが困難な人に対して、成年後見人などの支援者を選ぶことで、本人の権利や大切な財産を守り、自分らしい暮らしができるように支える制度です。この制度は、法定後見制度と任意後見制度の2つに分かれています。今回は「法定後見制度」についてご紹介します。（「任意後見制度」については3月号で紹介します。）

成年後見制度	類型	本人の判断能力と支援の程度	支援者
法定後見	成年後見	重要な行為の判断がほとんどできず、常に支援が必要	成年後見人
任意後見	保佐	重要な行為の判断が難しく、広い範囲で支援が必要	保佐人
	補助	重要な行為の判断が困難な場合があり、一部の範囲で支援が必要	補助人

※重要な行為・・・財産管理・契約など

すでに判断能力が低下している人の支援のため、本人や親族などが家庭裁判所に申立てを行い、支援者（成年後見人など）を選任してもらいます。（申立てには一定の費用がかかります。）

本人の判断能力の程度や支援の必要な事項に応じて、成年後見・保佐・補助の類型や、支援者が支援する内容、範囲が決まります。

### ○成年後見人などの役割は？

- ・財産管理  
預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。
- ・日常生活の支援（身上監護）  
介護や福祉サービスの利用手続き、施設入所契約などの支援をします。（直接的な介護などは含まれません。）



### ○成年後見人などへの報酬は？

家庭裁判所が本人の財産や成年後見人の支援内容などに応じて決定し、本人の財産から支払われます。

### ○成年後見人などの支援はいつまで？

原則、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで継続されます。



地域包括支援センターでは、成年後見制度や権利擁護に関する相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。